

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人下野市社会福祉協議会

令和4年度 社会福祉法人下野市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

今日、少子高齢化・核家族化の急速な進展、価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、私たちの生活様式は大きく変化しました。特に政府が発出した緊急事態宣言を受け、従来から支援を必要とする方に加え、人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立、経済的困窮、虐待やひきこもりなど不安や問題を抱えた方が増加したため地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

こうした社会情勢のもと、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する福祉サービスの提供を一体的に取り組む「重層的支援体制整備事業」の推進が求められております。

本会では、令和3年度に行政や関係機関と連携して作成した「第3期下野市地域福祉活動計画」(下野市みんなで築く地域の絆プラン)の初年度にあたり、前計画の成果を継承しつつ、基本目標の達成を目指し各種事業を展開してまいります。

特に重点事業となる「生活支援体制整備事業」や「地区社協の組織整備」、「ボランティアセンター機能の充実」や「生活困窮者自立相談支援事業」などを積極的に取り組むとともに認知症高齢者や知的・精神障がい者の方への「権利擁護支援体制事業」の各事業を関連機関と連携しながら支え合う地域づくりの取り組みを進め、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう推進していきます。

就労継続支援B型事業所については、施設を有効活用した地域市民との交流事業を実施し、地域に密着した事業運営に努めるとともに引き続き企業からの作業受注の拡充に努めてまいります。

また、介護保険事業や障害者福祉サービス、指定管理事業の運営については、引き続き効果的かつ効率的で安定した事業運営に努め、利用者に質の高いサービスを提供し、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら安全安心な環境のなかで利用者の利便性の向上に努めてまいります。

法人運営については、市民からの信頼を得られるよう事業運営の透明性を図りながら社協の存在意義を含めたPR等に努め、事業の自主財源である会費や共同募金の財源確保に取り組めます。

2. 重点事業

(1) 第3期地域福祉活動計画の推進

第2期地域福祉活動計画の成果を踏まえながら策定した、第3期地域福祉活動計画(令和4年度からの5年間)を基に各種事業を実施します。また、地域福祉計画推進委員会を開催し、事業の進捗状況を確認致します。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心に各層の協議体と連携し、地域の既存資源の把握に努め、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有を図り地域市民が主体となる地域支援体制の構築を目指します。

(3) 地区社協組織整備の推進

小地域福祉活動の基盤となる福祉活動の組織づくりに取り組み、地域の生活・福祉課題などの解決に向け「助け合い」「支え合い」等の地域福祉の仕組みづくりを推進し、各地域の実情に合わせた地区社協の設置を推進するとともに、地区社協活動への支援に取り組みます。

(4) 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な利用者の権利を守るため成年後見制度支援事業を受託し、相談や広報・啓発活動等を行います。また、本会が法人として成年後見人等を受任し、身上保護・財産管理支援に取り組む法人後見事業、さらに日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理等が難しい人を対象とした、日常生活自立支援事業（あすてらす）を実施し、権利擁護の推進に努めます。

(5) 生活困窮者支援対策の推進

生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としています。「くらし応援センターささえーる」として生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者の抱えている課題をアセスメントし、その課題を踏まえた支援計画（プラン）を策定のうえ、プランに沿って自立に向けた支援を行います。また、経済的な課題を抱えている方には、家計の見える化など家計改善支援事業を行います。さらに、関係機関との連絡調整や地域のネットワークづくりに努めます。

(6) ボランティアセンター機能の充実

地域の福祉課題の多種多様化に対応するため、ボランティア団体等の活性化に向け、新たな担い手の確保や人材育成のため各種講座等を開催します。また、幅広い世代に対し情報発信を行うとともに普及啓発活動の強化に努め、ボランティア団体等が主体的に地域のニーズに取り組めるよう支援します。

(7) 会員の加入促進並びに自主財源の確保

本会の経営と健全性を維持するため、会費の使途を明確にして市民及び関係機関の理解を得ながら加入促進に努めるとともに、就労継続支援B型事業や介護保険事業等の積極的な展開により自主財源の確保を図り、市民の福祉ニーズに対応した事業の推進に努めます。

(8) ゆうゆう館施設経営の充実

下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」の指定管理を受け、これまでの実績を活かしながら、経営の視点に立った効率的な運営と自主事業の充実を図り、利用者の利便性・満足度を高めるようサービスの向上に努めてまいります。また、引き続き「ゆうゆう館」をより地域に根差した福祉の中核的施設として位置付け、ボランティア活動や各種福祉相談、社会福祉事業を展開する拠点として活用してまいります。

3. 法人運営

法人の円滑な運営と市民の福祉ニーズを把握し、安定した事業・活動を推進するため、事業計画・予算、事業報告・決算及び法人の重要事項を理事会、評議員会の開催及び監査の実施により審議・決定します。

- 理事会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員会の開催 年3回、その他必要により開催
- 評議員選任・解任委員会の開催 随時
- 監査の実施 年1回
- 事業財源の確保 通年

4. 地域福祉

(1) 地域福祉事業

①生活支援体制整備事業の推進（市受託事業）【15,041千円】

地域包括ケアシステムの構築に向け、第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心に各層協議体の運営を行い、行政、関係機関との連携を図りながら、地域市民が主体となり地域体制づくりを推進します。

- 第1層協議体の開催 年2回開催
- 第2層協議体の開催 3地区（国分寺・石橋・南河内）月1回開催
- 合同連絡会 月1回開催
- 生活支援コーディネーター会議 週2回程度開催
- 生活支援コーディネーター研修会等の参加
- 講演会の開催等

②地域ふれあいサロン事業の実施（市受託事業）【4,258千円】

高齢者が地域の中でいきいきと安心して生活が送れるよう、高齢者と地域市民が共に触れ合う場を作り、地域で支え合うという意識の向上と地域保健福祉活動の促進を図るため、サロン活動に対し補助金の交付を行います。

③地区社協の組織整備事業【事業費：412千円】

地域福祉活動の基礎となる地域づくりに向け、市内のコミュニティ推進協議会を中心に地区社協事業の組織整備に取り組むとともに、行政や生活支援体制整備事業と連携、協働しながら事業の推進に努めます。

- 地区社協活動の支援
 - ・東方台地コミュニティ推進協議会内の福祉部会へ活動費を交付し、引き続き三世代交流事業、健康講座等の事業を支援します。
 - ・グリーントウンコミュニティ推進協議会に対して、三世代交流事業等の助成金を交付及び組織整備に努めます。
 - ・姿西部考古台地コミュニティ推進協議会に対し、三世代交流事業等の助成金を交付及び組織整備に努めます。
- 未設置地区への啓発活動の実施
 - ・未設置のコミュニティ推進協議会を対象に事業説明会を開催し、地区社協の組織整備に努めます。

④第3期地域福祉計画推進委員会の開催

第3期地域福祉活動計画（令和4年度からの5年間）の進捗状況を把握・点検し、必要に応じて進捗の評価や見直しを行うために推進委員会を開催します。

⑤しもつけ福祉大会の開催【事業費：500千円】

みんなで支え合う福祉のまちづくりの実現を目指して、地域市民と福祉関係者が連携し地域福祉活動への理解を深めるとともに、社会福祉の発展に貢献された方々を顕彰し感謝の意を表することを目的として「第7回しもつけ福祉大会」を開催し、表彰及び感謝状の贈呈や福祉講演会を開催します。

⑥登下校時における子どもたちの見守り活動【事業費：470千円】

児童の交通安全や犯罪防止活動の一環として、関連機関や団体と連携しながら、地域ぐるみで通学路等の見守り活動を推進します。

⑦一般フリートレーニング事業【事業費：492千円】

40歳以上の方を対象に、感染予防対策を取りながら運動器具を利用した自主トレーニングを実施し、体力の向上を図ります。

※運動器具の老朽化のため、令和4年9月末で事業を中止します。

場 所	ゆうゆう館 トレーニングルーム
開催日時	月～金曜日 午前10時00分～午後4時00分
内 容	筋力トレーニング ※水曜日の午後1時30分～午後3時30分はトレーナーがいます ※毎週水曜日午後2時30分から初心者講習を実施します（要予約）

⑧災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

災害時対応マニュアルをもとに立ち上げ訓練を実施し、併せてマニュアルの見直しを行います。

⑨緊急食料等給付事業【事業費：56千円】

市内に居住する生活困窮者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、食料等の生活に必要な現物を給付し、生命の安全と生活の再建を支援します。

⑩フードドライブ事業【事業費：50千円】※新規

家庭などで眠っている賞味期限の切れていない食料品等をご寄付いただき、支援を必要としている世帯や団体などを対象に配布し、地域の中での支え合いの活動を広げることを目的とします。

(2) ボランティアセンター運営事業【事業費：4,408千円】

市民のボランティア活動への理解や関心を高め、地域で助け合い、支え合えるボランティアの人材育成を目的とした各種講座の開催やボランティア活動への支援、情報収集・発信、広報啓発活動等を行いながら、ボランティアの推進を図ります。

- ボランティアの相談、依頼、派遣、マッチング
- ボランティア活動に関する各種講座等の開催・支援
 - ・手話講座（入門コース）
 - ・傾聴ボランティア養成講座【生涯学習情報センター共催】
 - ・災害ボランティア養成講座
 - ・点字ボランティア養成講座
 - ・ボランティア入門講座
 - ・なつジュニアふくし体験学習（市内小学4・5・6年生対象）
 - ・音訳ボランティア体験講座【音訳こだま主催】
 - ・地域出前講座
- ボランティア交流会（年1～2回）
- ボランティア活動保険の取り扱い
- ボランティア広報紙「きらり」の発行（年6回発行）
- 視覚障がい者等声の宅配サービス（広報紙等の音訳CD貸出し）
- 点字図書を作成・提供

（3）福祉教育・啓発事業

①ふくし移動講座【事業費：279千円】

地域や学校・企業等を対象に、社会福祉に対する理解や関心を深めるため、ボランティアの協力を得ながら福祉学習プログラムを提供し、福祉教育を推進します。

②福祉活動費助成事業【事業費：700千円】

市内の小・中学校、高等学校を対象とした福祉活動費助成金の交付を行い、児童・生徒の福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動や福祉教育の促進を図ります。〈助成額 1校当たり 50,000円〉

※新設される南河内小中学校には、100,000円を助成します。

③実習・職場体験学習の受け入れ

高校、大学、専門学校等の福祉現場実習、職場体験の機会を提供します。

（4）福祉イベント等の開催

①しもつけふくしフェスタ2022の開催【事業費：3,197千円】

「たすけ愛」を基本テーマに、市民の地域福祉に対する理解と関心を高め、人と人がふれ合う場を提供し、あたたかいまちづくりを目指すため、本会の事業やボランティア活動のPRをはじめ、福祉体験や各種福祉団体等の活動紹介、市民によるステージ発表のほかチャリティー模擬店等のイベントを開催します。

②ふれあいふくし運動会の開催（市共催事業）【事業費：1,038千円】

高齢者、障がい者、子どもたちが民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、一緒にスポーツを楽しみ健康増進を図りながら地域との交流を深めるために開催します。

③障がい児者交流会【事業費：180千円】

障がい児者とその家族を対象にレクリエーションを通じて交流を図り、親睦を深めるため開催します。

④親子ふれあい事業【事業費：156千円】

小学生とその保護者を対象に、福祉に関する体験や講話・施設見学など親子や仲間、グループ等がイベントを通して協力し合うことで、思いやりの心を育て福祉を身近に感じることを目的に開催します。

(5) 成年後見制度利用支援事業（市受託事業）【事業費：13,832千円】

地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護支援を推進し、制度利用が必要とされる方や被後見人等に対する支援体制の充実を図ります。

【主な業務】

- 相談対応、申立支援
- 広報・周知、啓発活動
- 地域連携による利用促進業務

成年後見事業に関係する機関や専門職団体、家庭裁判所と連携し、専門的判断による各種支援を検討することにより、権利擁護支援の推進を図ります。

(6) 法人後見事業の推進【事業費：800千円】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方や意思決定が困難な方の判断能力を補うため、法人として後見業務を受任し、財産管理や身上保護を中心とする権利擁護サービスを提供します。

【主な業務】

- 法人後見運営委員会の開催
- 身上保護支援

福祉サービスの契約、費用の支払い、福祉施設等の入退所に関する契約等の法律行為に関する支援や生活に関する支援を行います。

- 財産管理支援

財産の管理、金融機関との取引、定期的な収入の受取及び費用の支払い、生活に必要な送金、証書等の保管及び各種手続き等の支援を行います。

(7) 日常生活自立支援事業「あすてらすしもつけ」（県社協受託事業）

【事業費：3,332千円】

高齢や障がい等により判断能力が低下し生活に不安がある方に対し、相談援助や福祉サービス利用支援・金銭管理、書類等の預かりサービスを行い、利用者が地域で安心して生活できるよう支援します。

支援内容	福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス・書類等の預かりサービス
利用料	福祉サービス利用手続き・金銭管理 1,000円/回 書類等の預かりサービス 500円/月

(8) 生活困窮者自立相談支援事業 (市受託事業) 【事業費：26,432千円】

(愛称：暮らし応援センターささえーる)

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的に、以下の事業を実施します。

① 自立相談支援事業

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、どのような支援が必要か相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けたオーダーメイドの支援を行います。
- ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。
- ・関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。

② 家計改善支援事業

- ・家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画、家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出します。
- ・家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなどを行います。

③ 住居確保給付金の支給

- ・離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する事業の窓口事務を行います。

④ 就労準備支援事業 ※新規

- ・直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

(9) 福祉サービス利用支援事業

① バス利用の助成 【事業費：1,125千円】 ※新規

本会関係団体の活動及び社会参加を支援するため、バス利用時の助成を行います。

② 手押し車の購入助成事業 【事業費：250千円】

高齢者の日常生活の便宜を図るため、外出等に使用する手押し車の購入費の一部を助成します。

対象者	概ね75歳以上の方で手押し車を必要とする方
助成額	購入費の2分の1 (限度額5,000円)

③車椅子貸出事業

ケガや障がい等により一時的に車椅子が必要となり、他の福祉サービスで貸出を受けられない方に対して、外出しやすい環境づくりのために3か月を限度として、無料で車椅子の貸出を行います。

④福祉用具等の貸出事業【事業費：72千円】

本会が所有する綿あめ機やポップコーン機、ボッチャ用具、輪投げ用具及び福祉体験用具等を感染予防対策を取り一部有料にて貸出します。

⑤安全帽子購入費助成事業【事業費：550千円】

市立小学校の新入学児童を対象に、児童の交通安全・事故防止の啓発を図るため、学校指定の安全帽子購入費用の一部を助成します。

(10) 相談事業

①心配ごと相談所の開設【事業費：120千円】

民生委員児童委員、人権擁護委員及び行政相談員による心配ごと相談所を開設します。

	場 所	開 催 日	時 間	相 談 員
心配ごと・ 悩みごと相談	ゆうゆう館	第1・3火曜日 (月2回)	午後1時30分 ～3時30分	・民生委員児童委員 ・主任児童委員 ・人権擁護委員 ・行政相談委員
子育て相談	南河内児童館	5/26, 11/17	午前10時 ～12時	・主任児童委員
	国分寺駅西 児童館	9/12		

②無料法律相談(市受託事業)【事業費：1,374千円】

弁護士による無料法律相談を開設します。(要予約)

場 所	開 催 日	時 間
ゆうゆう館 (相談室)	第2・4火曜日	午後1時30分 ～4時00分

(11) 資金貸付事業

①小口資金貸付事業【事業費：1,050千円】

緊急に生計の維持が困難になった世帯に対し、生活費を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行います。

・貸付限度額 30,000円(無利子)

②生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）【事業費：3,016千円】

各市町の社会福祉協議会が窓口となり、他の資金から借入れが困難な低所得世帯（市民税非課税世帯）・障がい者本人又は障がい者と同居する世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者）・高齢者世帯（日常生活上、療養又は介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯）及び新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯を対象に、資金の貸し付けと必要な援助指導を行います。

《資金の種類》

- ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等
- ・緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付

③行旅人援護事業【事業費：6千円】

市内における行旅人に対し、小金井駅から小山駅、または宇都宮駅までの鉄道運賃相当額の支給を行います。

(12) 広報・啓発活動【事業費：1,826千円】

地域福祉事業に対する市民の理解・参加を得るため、広報・啓発活動を実施します。

- 広報紙「しもつけ社協だより」の発行（奇数月15日、年6回発行）
- インターネットを活用した周知活動

(13) 共同募金会事業

栃木県共同募金会下野市支会として、各世帯や法人事業所・学校・街頭等で募金活動を行い、その募金をもとに地域福祉事業を実施します。

- 共同募金・歳末たすけあい募金運動の実施（10月1日～12月31日）
- 災害時における見舞金等の交付

○歳末慰問事業の実施【事業費：2,571千円】

共同募金歳末たすけあい配分事業の一環として、慰問品を配分する。

【対象者】ひとり暮らしの高齢者（73歳以上）

(14) 日本赤十字社事業

日本赤十字社栃木県支部下野市地区として、世帯ごとに会員募集を行い、寄せられた活動資金（会費・寄付金）をもとに各種日赤事業を実施します。

また、市内で災害が起こった際に被災世帯への救援物資の交付を行います。

- 赤十字会員募集（活動資金募集）の実施
- 災害救援物資の交付
- 日赤奉仕団の活動支援
- 市防災訓練等における炊き出し訓練の協力

(15) 福祉団体への支援【事業費：2,130千円】

各団体が実施する福祉活動に対し事務的支援及び助成を行うことにより、福祉団体活動や自主運営を促進します。

- | | |
|--------------|-------------|
| ○ボランティア連絡協議会 | ○老人クラブ連合会 |
| ○身体障害者福祉会 | ○心身障害児者父母の会 |
| ○ひとり親家庭福祉会 | ○遺族会 |
| ○自治会長連絡協議会 | ○おもちゃの図書館 |
| ○民生委員児童委員協議会 | ○子ども会育成会 |
| ○人権擁護委員会 | ○特別支援合同研究会 |

5. 在宅福祉

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業「ケアプランセンター下野市社協」【事業費：20,852千円】

在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な介護サービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。そして、その計画に基づき、サービスを提供する事業所や行政等の関係機関と連絡を取り合い連携します。今後も引き続き、安定した事業運営に努めます。

②通所介護事業「デイサービスセンターのぞみ」【事業費：48,674千円】

要介護、総合事業対象者の高齢者に対し、心身の状態に合った必要な日常生活上の介助、体操、レクリエーションを行うことによる身体機能の維持と他者との交流や家族の介護負担の軽減が図れるよう支援します。また、感染症予防の徹底や新しい生活様式に対応した事業運営に努めます。今後も引き続き、新規利用者を積極的に受け入れます。

(2) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援B型事業（なのはな・すみれ）【事業費：36,715千円】

心身に障がいを持つ利用者が、通所により生産活動その他の機会の提供を通じ知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようサービスを提供します。また、施設を有効活用し地域市民との交流事業を実施し地域に密着した施設運営に取り組みます。

②特定相談支援事業（下野市社協特定相談支援事業所）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者及び家族等の相談に応じ各種サービスの利用援助・調整を行い、必要な障がい者サービスが利用できるようサービス等利用計画の作成等計画相談支援を提供します。

(3) 地域支援事業

①地域包括支援センター事業（市受託事業）【事業費：47,525千円】

地域市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担っています。

○総合相談支援事業

- ・地域におけるネットワーク構築業務 ・実態把握業務
- ・総合相談業務 ・各種申請補助 ・介護者支援

○権利擁護事業

- ・成年後見制度の活用と普及 ・虐待への対応 ・多問題事例への対応
- ・消費者被害の早期発見と防止 ・老人福祉施設等への措置相談

○包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ・包括的、継続的なケア体制の構築業務 ・個別相談業務
- ・地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務
- ・実践力向上のための研修会等の開催 ・支援困難事例への支援
- ・地域ケア会議開催

○認知症施策推進事業

- ・認知症サポーター養成講座開催 ・認知症ケアパス作成、普及啓発
- ・認知症初期集中支援の推進 ・認知症の人の介護者への支援
- ・認知症サロンの支援

○在宅医療・介護連携推進業務

- ・在宅医療、介護連携相談窓口との連携による医療的課題への対応

○介護予防ケアマネジメント支援業務

○一般介護予防支援業務

○指定介護予防支援業務

②ふれあいサロン「ゆうゆう」事業（市受託事業）【事業費：6,930千円】

介護保険の一般介護予防事業として、ボランティア等の協力を得ながら体操やレクリエーション活動を通じて、運動能力低下の防止、口腔機能の向上を図ります。

会 場	ゆうゆう館（会議室等）
開催日	原則 週3回（水曜日・木曜日・金曜日）

時 間	午前9時30分～午前11時30分
内 容	健康体操・元気はつらつ体操・口腔・栄養講話・折り紙等
参加費	400円/回（送迎有）200円/回（送迎なし）
その他	活動に必要な材料代等は別途負担

6. ゆうゆう館施設運営（市受託事業）【事業費：86,676千円】

指定管理施設として、引き続き施設の設置目的に沿った運営を行うとともに、ホームページや社協だよりを活用し幅広く周知しながら利用者増及び収入の安定を図ります。また、新たな運営業者によるレストラン、売店等の営業を更に充実させ利用者等から高い評価が得られるようサービスの向上に努めます。

7. 収益事業【事業費：88千円】

天平の花まつり期間に、コロナの影響により延期となっている令和2年度に購入していただいた「のぼり旗」を樹立いたします。

8. 市・県及び関係機関との連携

- 下野市との連携・
協調を図ります。
- 下野市との人事交流を推進します。
- 栃木県・栃木県社会福祉協議会との連絡調整を図ります。
- 地域福祉関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 県社協等の研修会に参加し、職員のスキルアップを図ります。